

2009年2月12日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年2月3日付けで諮問（第375号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通

知を省略する合理的理由並びに目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯

学校給食の経費については、学校給食法第6条で、設置者と保護者の負担区分が示されている。この区分に従い、給食食材に係る経費を「給食費」として、保護者に負担を依頼しているところである。

一方、生活保護受給世帯は、生活保護法第32条に基づき、教育扶助として給食費実費相当額の支給を受けている。生活福祉課では、不正受給をなくすために家庭訪問等を行い、給食費の滞納を行わないよう指導を実施しているが、生活保護受給世帯の給食費滞納が発生しているのが現状である。このことは、生活保護費の不正受給となる。今後、よりの確な指導を行い不正受給をなくすために、生活保護受給者の給食費滞納情報を各学校長より利用したく、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

生活保護受給世帯は、生活保護法第32条に基づき教育扶助費として給食費実費相当額を受給している。そのため、生活保護受給世帯から給食費の滞納が発生していると、生活保護費の不正受給となり、生活福祉課としては指導の対象となる。

生活福祉課では、給食費が適正に支払われているか否かの情報はなく、本人からの聞き取りでしか把握ができない。しかし、本人申請での情報では、正確な情報とはいえず、適切な指導ができないのが現状である。

こうしたことから、同情報を保有している各学校長から生活保護受給世帯の給食費滞納の個人情報を収集し利用することで合理的かつ正確な指導をすることができる。今後も正確な給食費の支払い、適切な指導を行うため、給食費滞納情報を本人以外のものから収集し、目的外に利用をするものである。

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

各学校で生活保護世帯の給食費滞納が発生したときは、学校長が保護者に対し、生活福祉課へ利用させることの同意書の提出を促し、同意書に基づき、生活福祉課に滞納状況を通知させ不正受給の解消に努めていく。しかし、同意書の提出を拒む世帯については、学校長が保護者に対し、生活福祉課に通知する旨を本人通知し、生活福祉課と学校が連携を取りながら納付を促していくため、生活福祉課からの通知は省略するものとする。

- (4) 本人以外のものから収集及び目的外に利用する個人情報について
給食費滞納整理に係る個人情報については、次のとおりである。
生活保護受給世帯主の
ア 氏名 イ 住所
就学児童・生徒の
ア 学校名 イ 氏名 ウ 学年 エ 滞納金額
- (5) 個人情報の収集方法について
給食費滞納世帯の情報は別紙連絡票を用い、文書にて収集する。
- (6) 収集した個人情報の保管方法と保管期間について
収集した個人情報の管理方法としては鍵付きのキャビネットで管理をするものとし、保管期間は滞納が終了した時をもって、廃棄するものとする。
- (7) 実施時期
2009年4月1日以降
- (8) 提出資料
個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

生活保護受給世帯は、生活保護法第32条に基づき教育扶助費として給食費実費相当額を受給している。そのため、生活保護受給世帯から給食費の滞納が発生していると、生活保護費の不正受給となり、生活福祉課としては指導の対象となる。

生活福祉課では、給食費が適正に支払われているか否かの情報はなく、本人からの聞き取りでしか把握ができない。しかし、本人申請での情報では、正確な情報とはいえず、適切な指導ができないのが現状である。

こうしたことから、同情報を保有している各学校長から生活保護受給世帯の給食費滞納の個人情報を収集し利用することで合理的かつ正確な指導をすることができる。今後も正確な給食費の支払い、適切な指導を行うため、給食費滞納情報を本人以外のものから収集し、目的外に利用をするものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

各学校で生活保護世帯の給食費滞納が発生したときは、学校長が保護者に対し、生活福祉課へ利用させることの同意書の提出を促し、同意書に基づき、生活福祉課に滞納状況を通知させ不正受給の解消に努めていく。しかし、実施機関では、同意書の提出を拒む世帯については、学校長が保護者に対し、生活福祉課に通知する旨を本人通知し、生活福祉課と学校が連携を取りながら納付を促していくため、生活福祉課からの通知は省略することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上